令和 年 月 日

(所在地を所管する地域整備部長) 様

事業者名称 代表者

民間受入地の(登録・変更・継続・承継)申請書

標記について、下記のとおり建設発生土の受入地を(登録・変更・継続・承継)したいので、公共工事における建設発生土の民間受入地への搬入募集要領(2の(1)・2の(2)・2の(3)・4の(2))の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 建設発生土受入れの目的
- 2 受入費
- 3 受入れ可能な土質
- 4 民間受入地の場所 ○○市 ○○町 ○○番地
- 5 民間受入地の面積 ○○,○○○m²
 6 民間受入地の容量 ○○,○○○m³
 7 開発許可の番号 ○○第○○○号
- 8 開発許可日 〇〇年〇〇月〇〇日
- 9 会社の所在地 〇〇市 〇〇町 〇〇番地
- 10 担当者の氏名 〇〇〇〇
- 11 連絡先 TEL ○○○○-○○○

Eメール ()@()()

令和 年 月 日

(所在地を所管する地域整備部長) 様

事業者名称 代表者

登録取消同意書

民間受入地として登録されている事業者で、申請書類の虚偽等が発覚した場合、パトロール等により産業廃棄物の混入が確認された場合又は周辺地域に重大な影響を及ぼすおそれのある安全上等の必要な措置がなされていない事が発覚した場合には即時登録取消とされても異議は有りません。

また、パトロール等により、提出された申請書の記載事項の変更申請を提出せずに変更していたことが発覚した場合又は安全上等の必要な措置がなされていないことが発覚した場合に地域整備部から出される勧告又は助言に対して何ら是正・改善を図らない場合には、登録取消とされても異議は有りません。

なお、民間受入地としての登録を取り消された場合は、受入れた建設発生土を自らの責任及び費用負担において、すみやかに県が指定する建設発生土受入地へ搬出し、当該箇所を原形復旧するとともに、その後新たな登録を県が行わないとしても異議は有りません。

民間受入地の(登録・変更・継続・承継)現地調査票

民間受入地の事業者名称

代表者名

民間受入地の場所 市(郡) 町(村)

民間受入地の登録年月日
開発行為等の許可に係る項目
許可の種類
許可番号
許可年月日
受入地の状況
受入地の範囲は、登録及び各法令等に定める許可等の範囲内か
受入は、各法令等に定める許可条件等により受入出来ない期間を除
き、随時可能か
受入容量は5,000m³以上か(ただし、窪地の埋立は500m³
以上)
受入後の整地は事業者で行っているか(ただし、窪地の埋立はこの
限りでない)
土砂の崩壊・流出による災害が、隣接地・周辺地域に生じないよう
安全上必要な措置が施されているか(ただし、窪地の埋立は除く)
受入地の雨水及び下水を適正に排出し、周辺に溢水、汚水等による
被害が生じないような規模及び構造の排水路・沈砂池・沈殿池・調
整池その他の排水施設が設置されているか(ただし、窪地の埋立
は、沈砂池等が整備されているなど周辺に影響を与えないか)
受入地外の道路を汚さないよう必要な措置が施されているか
建設発生土搬入車両の走行により、周辺道路が損傷を受けていない
力 第 7 世上 2 光明 2
受入地内の道路は、大型ダンプトラック(10t車)が通行するの
に十分な幅員が確保されており、縦断勾配は10パーセント以下
か。縦断勾配が10パーセントを超える場合は、安全措置が実施さ
れているか
受入地内の道路は、受入地内の交通を支障なく処理し、受入地外の
道路の機能を阻害することなく、かつ、受入地外と接続してこれら
の道路の機能が有効に発揮されているか
国・県道等より受入地に至る道路は、大型ダンプトラック(10t
車)が周辺の環境及び他の交通に支障なく通行できるよう幅員等が
確保されているか
受け入れた建設発生土が転用されていないか、土砂が搬出されてい ないか
公共事業以外の建設発生土が搬入されていないか
産業廃棄物が混入されていないか
受入地の盛土高は、登録及び各法令等に定める許可等の範囲内か
締固めが適切に行われているか 盛土が完成した法面から速やかに法面工・排水工等の対策が実施さ
盛工が元成した法面から速やかに法面工・排水工等の対策が美施さ れているか(ただし、窪地の埋立は除く)
総合判断及び意見 - 早間受入地として登録することが(適当・不適当)である
L DIBLA O DROCE L. CADAR V.C. C. OH DBLALSON BELALD CANAC.

(注) 受入地の状況がわかる写真(全景写真等)を添付すること。

調査した受入地に開発行為等の許認可に係る問題点が発見された場合は、事業者を直接指導しないで、許認可権者へ速やかに報告すること。

受入地の運営工程等、正当な理由により未実施である場合は、計画があり今後実施可能であることを確認すること。

調査年月日 令和 年 月 日調 査 者

令和 年 月 日

(所在地を所管する地域整備部長) 様

事業者名称 代表者

民間受入地の完了届

標記について、下記の民間受入地への受入が完了しましたので、関係図面等を添えて届け出します。 なお、建設発生土受入地において生じた問題につきましては、自らの責任及び費用負担において対応いた します。

記

- 1 民間受入地の場所 ○○市 ○○町 ○○番地
- 2 民間受入地の面積 $\bigcirc\bigcirc$, $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ m²
- 3 民間受入地の容量 $\bigcirc\bigcirc$, $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ m 3
- 4 完了年月日 〇〇年〇〇月〇〇日
- 5 会社の所在地 ○○市 ○○町 ○○番地
- 6 担当者の氏名 ○○○○
- 7 連絡先 TEL ○○○○-○○○

Eメール ()(@()()

※完了状況等がわかる写真を添付すること。

民間受入地の完了現地調査票

民間受入地の事業者名称 代表者名

早	問	受 .	入州	の 場所	市(郡)	町(村)
\square	IHJ	\mathbf{z}	八皿	マノ 物の[7]	111 (411)	四」(小7) /

民間受入地の登録年月日	
開発行為等の許可に係る項目	
許可の種類	
許可番号	
許可年月日	
受入地の状況	
受入地の範囲及び盛土高は、登録及び各法令等に定める許可等の範	
囲内か	
受入容量は5,000m³以上か(ただし、窪地の埋立は500m3	
以上)	
土砂の崩壊・流出による災害が、隣接地・周辺地域に生じないよう	
安全上必要な措置が施されているか(ただし、窪地の埋立は除く)	
受入地の雨水及び下水を適正に排出し、周辺に溢水、汚水等による	
被害が生じないような規模及び構造の排水路・沈砂池・沈殿池・調	
整池その他の排水施設が設置されているか(ただし、窪地の埋立	
は、沈砂池等が整備されているなど周辺に影響を与えないか)	
受入地運営により必要が生じた受入地外の道路や河川・水路等の清	
掃あるいは補修等が完了しているか	
産業廃棄物が混入されていないか	
その他	
(A) A shifteen costs in	
総合判断及び意見	
Ⅰ 民間受入地への受入を完了し登録抹消することが(適当・不適当)である	

(注)受入地の状況がわかる写真(全景写真等)を添付すること。

調査した受入地に開発行為等の許認可に係る問題点が発見された場合は、事業者を直接指導しないで、許認可権者へ速やかに報告すること。

調査年月日 令和 年 月 日調査者

 番
 号

 令和
 年
 月

 日

事業者名称 代 表 者 様

(所在地を所管する地域整備部長) 印

)

民間受入地の登録抹消通知書

標記について、下記の民間受入地について登録を抹消しましたので通知します。 (担当:

記

民間受入地の場所 〇〇市 〇〇町 〇〇番地

番 号 令和 年 月 日

事業者名称 代表者 様

(所在地を所管する地域整備部長)

民間受入地(登録・変更・継続・承継)通知書

令和 年 月 日付けで提出された民間受入地の(登録・変更・継続・承継)申請書について審査した結果、民間受入地として登録します。

ついては、受入時期が随時可能となるよう受入態勢を整えてください。

建設発生土の搬入については、青森県建設リサイクル推進行動計画に基づき行うものであり、登録受入地への搬入を約束するものではありません。

(担当:

番号令和年月日

事業者名称

代表者 様

(所在地を所管する地域整備部長) 印

民間受入地(不登録・変更不登録)通知書

令和 年 月 日付けで提出された民間受入地の(登録・変更・承継)申請書について審査した結果、下記理由により民間受入地として登録しません。 (担当:

記

登録しない理由 000000000

番 号 令和 年 月 日

事業者名称

代表者 様

(所在地を所管する地域整備部長) [印]

)

民間受入地の是正勧告通知

標記について、下記のとおり民間受入地への是正勧告を通知します。 (担当:

記

1 民間受入地の場所 ○○市 ○○町 ○○番地

2 民間受入地の面積 $\bigcirc\bigcirc$, $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ m 2

3 民間受入地の容量 〇〇,〇〇〇m³

4 会社の所在地 ○○市 ○○町 ○○番地

5 担当者の氏名 〇〇〇〇

6 連絡先 TEL ○○○○-○○-○○

Eメール ()@()()

7 是正勧告の内容

8 改善報告の期限 令和○○年○○月○○日まで

9 その他 改善報告の期限までに是正が図られない場合は、登録取消同意書に基づき、民間 でも はの 変見な 取り送します

受入地の登録を取り消します。

なお、登録を取り消された場合、確約書に基づき、受入れた建設発生土を自らの 責任及び費用負担において、すみやかに県が指定する建設発生土受入地へ搬出し、 当該箇所を原形復旧してください。

 番
 号

 令和
 年
 月

 日

事業者名称 代表者 様

青森県県土整備部長

民間受入地の登録取消通知

令和 年 月 日付け第 号で登録通知した民間受入地については、下記理由により登録を取消します。 なお、登録を取消しされた場合は、確約書に基づき、受入れた建設発生土を自らの責任及び費用負担において、すみやかに県が指定する建設発生土受入地へ搬出し、当該箇所を原形復旧してください。 (担当:

記

登録取消しの理由 ○○○○○○○○

(所在地を所管する地域整備部長) 様

事業者名称 代表者

確約書

民間受入地の登録に当たり、「公共工事における建設発生土の民間受入地への搬入登録要領」を遵守するとともに、下記のとおり対応することを確約します。

記

- 1 受け入れた建設発生土をこの登録の目的外には使用しません。
- 2 民間受入地の管理運営、防災・安全対策等は、○○○ (※事業者名を明記すること)の責任において誠実かつ遅滞なく行います。また、そのために要する一切の費用についても、○○○ (※事業者名を明記すること)が負担します。
- 3 受け入れた建設発生土は、転用しません。また、受入の完了による登録の抹消までは、受け入れた建設 発生土以外の土砂についても、民間受入地から搬出しません。
- 4 公共事業以外の建設発生土は、搬入しません。また、コーン指数400kN/㎡未満(ただし、窪地の埋立はコーン指数200kN/㎡未満)の土砂は搬入しません。
- 5 産業廃棄物を混入しません。
- 6 受入期間は、各法令等に定める条件等により受入出来ない期間を除き、随時受け入れます。
- 7 民間受入後の民間受入地の整地は、自ら行います。 (ただし、窪地の埋立はこの限りでない。)
- 8 盛土が完成した法面から速やかに法面工・排水工等の対策を実施します。(ただし、窪地の埋立は8を適用しない。)
- 9 民間受入地において、土砂の崩落、流出等の事故が発生した場合、自らの責任及び費用負担において直ちに対策を行うとともに、併せて関係機関等に連絡します。(ただし、窪地の埋立は9を適用しない。)
- 10 民間受入地周辺に溢水、汚水等による影響があった場合、自らの責任及び費用負担において直ちに対策を行うとともに、併せて関係機関等に連絡します。
- 11 民間受入地外の道路について、次のとおり対応します。
 - (1) 建設発生土の搬入により民間受入地外の道路が汚れた場合、清掃等は自らの責任及び費用負担において行います。
- (2) 国・県道等から民間受入地に至る道路について、建設発生土搬入による周辺への被害、周辺からの苦情等への対応は自らの責任及び費用負担において行います。
- (3) 国・県道等から民間受入地に至る道路に損傷があった場合、補修等は自らの責任及び費用負担において行います。
- 12 四半期毎(6月末、9月末、12月末、3月末)の建設発生土受入状況を、各翌月15日までに建設発生土受入状況報告書により地域整備部に報告します。
- 13 県からの是正勧告に従います。また、立入調査に協力するとともに県からの求めに対し誠実に対応します。
- 14 建設発生土の搬入については、青森県建設リサイクル推進行動計画に基づき行われるものであり、登録 民間受入地への搬入を約束されないことに同意します。
- 15 民間受入地の登録を取消しされた場合、受入れた建設発生土を自らの責任及び費用負担において、すみやかに県が指定する建設発生土受入地へ搬出し、当該箇所を原形復旧します。

(所在地を所管する地域整備部長) 様

事業者名称 代表者

建設発生土受入状況報告書

標記について、下記のとおり建設発生土を受入れましたので、公共工事における建設発生土の民間受入地への搬入募集要領4の(5)の規定に基づき報告します。

記

1 民間受入地の場所 ○○市 ○○町 ○○番地

2 民間受入地の面積 ○○,○○○m²3 登録年月日 ○○年○○月○○日

4 会社の所在地 ○○市 ○○町 ○○番地

5 担当者の氏名 〇〇〇〇

6 連絡先 TEL ○○○○-○○-○○

Eメール ()(@()()

7 建設発生土受入状況(令和〇〇年〇〇月末 時点)

項目	数量等
民間受入地の容量	$\bigcirc\bigcirc$, $\bigcirc\bigcirc$ \bigcirc m^3
民間受入地の既受入土量	$\bigcirc\bigcirc$, $\bigcirc\bigcirc$ m ³
(令和○○年○○月~令和○○年○○月)	
民間受入地の当該四半期の受入土量	$\bigcirc\bigcirc$, $\bigcirc\bigcirc$ m ³
(令和○○年○○月~令和○○年○○月)	
民間受入地の今後受入可能容量	$\bigcirc\bigcirc$, $\bigcirc\bigcirc$ m ³
その他 報告事項	

- ※ 受入土量は、受入伝票等の集計による数値でよい。
- ※ 登録条件実施状況及び受入状況等がわかる写真を添付すること。

民間受入地登録判断基準

- 1 現地調査において「適当」と判断する場合は、次のとおりとする。
 - ① 下記の許可を受け、民間受入地の状況(民間受入地の現地調査票)に、問題が無い場合。
 - ② 下記の許可以外で、民間受入地の状況(民間受入地の現地調査票)に、問題が無い場合。
 - ③ 各法令等に定める許可等に該当しない民間受入地で、民間受入地の状況(民間受入地の現地調査票)に、問題がない場合。
 - ④ 適正な受入価格となっている場合。
- 2 許可等の種類とは、次のとおりとする。
 - ① 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可
 - ② 都市計画法に基づく許可
 - ③ 建築基準法に基づく許可
 - ④ 地すべり防止法(国土交通省所管、農林水産省所管、林野庁所管)に基づく許可
 - ⑤ 砂防法に基づく許可
 - ⑥ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく許可
 - ⑦ 森林法に基づく林地開発許可および建設発生土受入地内の保安林の有無
 - ⑧ 農地法に基づく許可
 - ⑨ 土砂災害警戒区域等における土砂災害対策推進に関する法律に基づく許可
 - ⑩ その他、防災上の観点から審査許可された受入地

上記のほかに、国有財産用途廃止付替申請に関する協議済文書等諸法の必要な手続きが終了していること。

- 3 許可以外の条件とは、次のとおりとする。
 - ① 受入時期は、各法令等に定める許可等の条件等により受入出来ない期間を除き、随時可能であること。
 - ② 民間受入地の受入容量は、5,000m3以上であること。ただし、窪地の埋立は500m3以上であること。
 - ③ 建設発生土搬入後の民間受入地の整地は、事業者で行うこと。ただし、窪地の埋立はこの限りでない。
 - ④ 民間受入地の設計については、次のとおりとする。ただし、窪地の埋立は④を適用せず、関係法の基準等によること。
 - (1) 「盛土等防災マニュアル」(国土交通省都市局・農林水産省農村振興局・林野庁)に準拠すること。
 - (2) (1) に加えて、「建設発生土受入地造成の手引き」(青森県県土整備部整備企画課)のⅡ排水編及びⅢ造成編に準拠すること。
 - ⑤ 土砂の崩落又は流出による災害が、隣接地・周辺地域において生じないよう地盤改良、擁壁の設置等 安全上必要な措置がなされていること。また、盛土が完成した法面から速やかに法面工・排水工等の対 策を実施するよう計画されていること。ただし、窪地の埋立は⑤を適用しない。
 - ⑥ 民間受入地の雨水及び下水が適正に排出できるよう、民間受入地及びその周辺に溢水、汚水等による被害が生じないような規模及び構造の排水路・沈砂池・沈殿池・調整池その他の排水施設が設置されていること。ただし、窪地の埋立は⑥を適用せず、関係法の基準等により沈砂池等が整備されているなど周辺に影響を与えないこと。
 - ⑦ 民間受入地外の道路を汚さないよう必要な措置がなされていること。
 - ⑧ 民間受入地内の道路は、大型ダンプトラック(10t車)が通行するのに十分な幅員が確保されており、縦断勾配は10パーセント以下であること。なお、地形等の条件により、やむを得ず縦断勾配が10パーセントを超える場合は、大型ダンプトラック(10t車)が通行できるように、安全措置を実施すること。また、民間受入地内の交通を支障なく処理し、民間受入地外の道路の機能を阻害することなく、かつ、民間受入地外と接続してこれらの道路の機能が有効に発揮されるよう設計されていること。
 - ⑨ 国・県道等から民間受入地に至る道路は、大型ダンプトラック (10t車) が周辺の環境及び他の交通に支障なく通行できるよう幅員等が確保されていること。
 - ⑩ 産業廃棄物が混入されていないこと。
 - ① 採石場及び砂利採取場の採取跡地に建設発生土を処分する場合は、民間受入地の容量がそれぞれ認可を受けた埋戻計画に記載されている埋戻量以上となっていないこと。

この場合における採石場とは、採石法(昭和25年法律第291号)第33条の規定に基づき、岩石 採取計画の認可を受けている岩石採取場で、同法第33条の11の規定により認可が失効しているもの 及び同法第33条の12の規定により認可が取り消されたものを除くものとする。また、砂利採取場と は、砂利採取法(昭和43年法律第74号)第16条の規定に基づき、採取計画の認可を受けている砂 利採取場で、同法第25条の規定により認可が失効しているもの及び同法第26条の規定により認可が 取り消されたものを除くものとする。

- ② 民間受入地は、公共事業で発生した建設発生土で、コーン指数400kN/㎡(ただし、窪地の埋立のコーン指数200kN/㎡)以上の土砂のみを受け入れることを条件とする。コーン指数400kN/㎡(ただし、窪地の埋立のコーン指数200kN/㎡)未満の土砂は、搬入者により民間受入地以外の場所で、曝気や良質土との混合など必要な対策を行い、コーン指数400kN/㎡(ただし、窪地の埋立のコーン指数200kN/㎡)以上を満足した上で受け入れることを条件とする。
- ③ 同意書等については、図面等を用いて事業中の管理方法や受入完了時の土地形状等についても説明を おこない同意を得ること。
- ⑭ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- 4 適正な受入価格となっているかの判断については、必要経費等(整地作業、防災対策、環境対策等の経費等)に対して、適正な受入価格となっているかを確認するものとし、所管課と協議の上、次表により判断を行う。ただし、分譲目的であることが明らかな宅地造成の場合については、受入費の徴収は認めないものとする。

なお、建設発生土運搬車両の運搬土量換算については、別表の運搬土量換算表を基準とする。

					窪地の埋立(採石
区	分	土地造成以外	土地造成	うち分譲宅地造成	場及び砂利採取場
					の採取跡地等)
受	入価格	適正な受入価格	ア 下記①、②を対象とできる。	受入費の徴収を	下記①、②を対
		(下記①~⑤を対象	(申請事業者の利益は除くこと)	認めない。	象とできる。
		とできる、申請事業	イ 下記③~⑤については、現場	(公共工事の工事	(申請事業者の利
		者の利益は除くこ	条件により必要に応じて対象と	間流用と同様の扱	益は除くこと)
		と) であるかを確認	できる。	い)	
		し、所管課と協議の	(申請事業者の利益は除くこと)		
		上、判断する。			

- ① 整地費用(15 tブルドーザーによる整地を基本に算出した額)
- ② 搬入管理費(日当り普通作業員単価及び受入日数を基本に算出した額)
- ③ 清掃費用(日当り軽作業員単価及び受入日数を基本に算出した額)
- ④ 安全管理費用(日当り交通誘導員単価及び受入日数を基本に算出した額)
- ⑤ 防災対策、環境対策及び測量設計等の経費 上記の受入日数は、受入土量を標準日当り施工量で除した数値を基本とする。
- 5 土地造成とみなす場合は、次のとおりとする。
 - ① 民間受入地が公道に接していて、建設発生土受入れ後、容易に出入りができること。
 - ② 民間受入地周辺の宅地化が進んでおり、容易に宅地になると判断されるもの。
 - ③ 建設発生土受入れ後、従前の農地としての機能を有しないものとなること。
- 6 建設発生土の売却及び転用を目的とした民間受入地の登録は認めない。また、受入の完了による登録の 抹消までは、受け入れた建設発生土以外の土砂についても、民間受入地から搬出しないことを条件とする。
- 7 民間受入地について
- (1) 民間受入地とは、建設発生土受入れが主たる目的ではなく、建設発生土受入れによる土地造成等を主たる目的とした民間の受入地をいう。
- (2) 民間処分場とは、建設発生土受入れを主たる目的として、民間が開設した建設発生土処分場をいう。

民間受入地のパトロール調査票

民間受入地の事業者名称 代表者名

民間受入地の場所

市(郡)

町(村)

ペトロール年月日	HH Hart S. I.	
調査内容	問題あり	問題な
受入地の範囲は、登録及び各法令等に定める許可等の範囲内か		
受入は、各法令等に定める許可条件等により受入出来ない期間を除		
き、随時可能か		
受入容量は5,000m³以上か(ただし、窪地の埋立は500m3以		
上)		
受入後の整地は事業者で行っているか(ただし、窪地の埋立はこの限		
りでない)		
土砂の崩壊・流出による災害が、隣接地・周辺地域に生じないよう安		
全上必要な措置が施されているか(ただし、窪地の埋立は除く)		
受入地の雨水及び下水を適正に排出し、周辺に溢水、汚水等による被		
害が生じないような規模及び構造の排水路・沈砂池・沈殿池・調整池		
その他の排水施設が設置されているか(ただし、窪地の埋立は沈砂池		
等が整備されているなど周辺に影響を与えないか)		
受入地外の道路を汚さないよう必要な措置が施されているか		
建設発生土搬入車両の走行により、周辺道路が損傷を受けていないか		
受入地内の道路は、大型ダンプトラック (10 t 車) が通行するのに		
十分な幅員が確保されており、縦断勾配は10パーセント以下か。縦		
断勾配が10パーセントを超える場合は、安全措置が実施されている		
יל		
受入地内の道路は、受入地内の交通を支障なく処理し、受入地外の道		
路の機能を阻害することなく、かつ、受入地外と接続してこれらの道		
路の機能が有効に発揮されているか		
国・県道等より受入地に至る道路は、大型ダンプトラック (10 t		
車)が周辺の環境及び他の交通に支障なく通行できるよう幅員等が確		
保されているか		
受け入れた建設発生土が転用されていないか、土砂が搬出されていな		
いか		
公共事業以外の建設発生土が搬入されていないか		
産業廃棄物が混入されていないか		
受入地の盛土高は、登録及び各法令等に定める許可等の範囲内か		
締固めが適切に行われているか		
盛土法面は適正な処理(法面保護)がされているか(ただし、窪地の埋		
立は除く)		
盛土が完成した法面から速やかに法面工・排水工等の対策が実施され]
ているか(ただし、窪地の埋立は除く)		
調査内容に対する問題点	·	

(注) 受入地の状況がわかる写真(全景写真等)を添付すること。

問題がある場合は、現況写真等を添付し報告する。

受入地の運営工程等、正当な理由により未実施である場合は、計画があり今後実施可能であることを確認すること。

運搬土量換算表

(土木工事標準積算基準による土質分類の場合)

土質	単位体積重量		地山土	: 量(m³)	
上 貝	(t/m^3)	10t積	8t積	4t積	2t積
土砂	1.8	5. 2	4. 4	2.2	1. 1
軟岩	2.2	4. 3	3.6	1.8	0.9
硬岩	2.5	3.8	3. 2	1.6	0.8

(道路土工指針及び道路橋示方書による土質分類の場合)

土質	単位体積重量	地 山 土 量(m³)			
上具	(t/m^3)	10t積	8t積	4t積	2t積
砂及び砂礫	2. 0	4. 7	4.0	2.0	1.0
砂質土	1.9	5. 0	4. 2	2. 1	1.0
粘 性 土	1.8	5. 2	4. 4	2.2	1. 1